住民税と所得税の申告

税の申告はお早めに

住民税・所得税…2月16日から3月15日まで

住民税と所得税の申告受付が始まります。期間は、二月十六日から三月十五日までです。申告期限の間近になると窓口が混雑し、落ちついて相談できないことがあります。必要な書類をそろえる時間も考え、申告は早めに済ませましょう。

住民税

必要事項を記入して税務課へ

住民税（市民税・県民税）の申告用紙を皆さんのお手元に郵送します。同封されている「平成八年度分市民税・県民税申告のしかた」をよくご覧のうえ、あなたの所得金額など必要事項を記入して三月十五日（金）までに市役所税務課へ申告してください。

申告用紙が必要だけれど用紙が届かない人は、税務課窓口に用紙がありますので、資料などをお持ちのうえ、申告してくださるようお願いします。税務課では、確定申告の期間中、窓口で申告相談を受け付けています。申告書の書き方など、お気軽にご相談ください。

なお、所得税の確定申告をした人は、改めて住民税と事業税の申告は必要ありません。また、営業所得者の申告は、窓口の混雑を避けて、できるだけ二月中にしましょう。

住民税の申告は大切な手続きです

住民税の申告は、ただ税金面に関係するだけでなく、いろいろな手続きなどに広く必要になります。

たとえば、国民健康保険料の軽減措置や無拠出年金の受給、保育料の算定、福祉事務所からの手当の受給などのほか、皆さんが会社の健康保険にご家族を加入させる場合に必要な所得証明書の交付なども、この申告をもとに行われます。

所得額の多少にかかわらず、必ず住民税の申告をしましょう。

住民税の申告に必要なもの

- 給与支払などの源泉徴収票
- 医療費、農業者年金、生命保険料などの支払証明書
- 身体障害者手帳などの証明書
- 印鑑

住民税申告に関することは

税務課市民税係へ（☎24―2111内線217）

所得税

平成七年度分の所得税については、特別減税が実施されます。減税額は、所得税額の十五%相当額（最高五万円）です。

確定申告をしなければならない人は

□事業所所得や不動産所得がある場合

平成七年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

□サラリーマンの場合

①給与の年収が2000万円を超える人

②給与所得、退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人

③給与を2カ所以上から受けている人

税金が戻る場合もあります

住宅取得等特別控除や医療費控除、雑損控除の適用により、源泉徴収や予定納税で納めた税金が戻ることがあります。

住宅取得等特別控除

□控除額　表1の計算式で求められた額が、税額から控除（最高30万円）されます。

□適用条件　表2の条件に加え、次の条件に該当しなければなりません。

・新築…建築後未使用のもので、取得して6か月以内に居住し、引き続き居住しているもの

・中古住宅…居住に使われていた建物で、築後15年以内（耐火造は20年）のもの。

・増改築…工事費用が100万円を超えるもの

□添付書類　この控除の適用を受けるときは、確定申告の際に表3の添付書類が必要です。

医療費控除

□適用範囲　本人や本人と生計を一にする親族のために平成七年中に支払った医療費

□控除額　平成七年中に支払った医療費の金額から、次の①・②のいずれか少ない金額を差し引いた額（最高200万円まで）

①10万円

②合計所得金額の5%相当額

※次に掲げる給付金などがある場合は、「平成七年中に支払った医療費」から差し引かれます。

・健康保険組合などから受ける給付金や生命保険契約、損害保険契約に基づき支給を受ける入院給付金など

・出産費、高額療養費など明らかに健康保険などにより補てんされる金額（申告時に未収の場合は見積額）

雑損控除

□適用条件　地震や火災、風水害などの災害によって住宅や家財などに損害を受けたとき（生活に通常必要な資産に限られ、たな卸資産や事業用の固定資産、山林など、生活に通常必要でない資産は除かれます）

□控除額などくわしいことは税務署にお尋ねください。

※阪神・淡路大震災により被害を受けた地域への義援金については寄付金控除の対象寄付金となります。くわしくは税務署にお尋ねください。

納税は便利な振替納税で

納税は、銀行口座などから引き落とす振替納税が便利です。利用したい人は申告の際、お申し込みください。

消費税の申告は4月1日までに

個人事業者の消費税の確定申告は、四月一日（月）までです。期限間近は大変混雑しますので、早めに申告しましょう。

確定申告に関することは

新津税務署へ（☎22―2151）

お買物、ご用命は市内で

天ぷら油過熱防止機能付ガステーブルコンロ
温度が約250℃になると、安全センサーのチェックで自動消火します。天ぷらやフライなど油を使うお料理も安心して作れます。
不完全燃焼防止装置付ガス小型湯沸器
うっかり換気を忘れたり、ほこりによる熱交換器の目づまり等があった時、炎の異常を感じ、自動的にガスを止めます。
ガス漏れ警報器
万一ガス漏れが発生した場合、ランプと警報音でお知らせします。24時間ガス漏れを監視する、暮らしの見張り番です。有効期限（5年）がきたら、お取り替えが必要です。
おすすめします。
もしものための、安心機能付
越後天然ガス(株)　新津(営) 24-2171　荻川(営) 25-2100

表1　住宅取得等特別控除の控除額の計算式

（100円未満切り捨て）

住宅ローン等の年末残高　1000万円　2000万円　3000万円　A　B　C

●入居年およびその翌年

住宅取得等特別控除額＝A×1.5%＋B×1%＋C×0.5%

●入居後3年目～6年目

住宅取得等特別控除額＝(A＋B)×1%＋C×0.5%

※「年末残高」は、住宅ローン等のうち、土地の分は対象になりません。

表2　住宅取得等特別控除の適用条件

①住宅を購入した人、または増改築をした人で、それに際して資金を借り入れている

②住宅を取得した本人が居住している

③床面積の2分の1以上が自己の居住用である

④床面積が50㎡以上240㎡以下（増改築の場合は、50㎡以上）

⑤①の借入金の償還期限が10年以上

⑥住宅を取得した本人の合計所得金額が2000万円以下

⑦居住年およびその年の前後2年以内に居住用財産の譲渡所得の課税の特例の適用を受けていない

※平成6年12月31日以前に入居した場合は、表1の計算式および表2の適用条件が異なる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

表3　住宅取得等特別控除の添付書類

①公的年金や給与所得の源泉徴収票（原本）		
②住民票の写し		
③住宅取得に係る借入金の年末残高証明書		
④借入金などの年末残高の計算証明書（用紙は申告窓口に用意してあります）		
⑤家屋の登記簿の謄本・抄本や請負契約書、売買契約書などで次のことを明らかにする書類		
新築住宅	中古住宅	増改築などをした家
ⓐ家屋の新築または取得年月日 ⓑ床面積 ⓒ家屋の新築工事の請負代金または取得対価の額	ⓓ家屋の建築年月日 ⓔ家屋の取得年月日 ⓕ床面積 ⓖ家屋の取得対価の額	ⓗ床面積 ①増改築などをした年月日 ①増改築などに要した費用の額
	ⓗ債務の承継に関する契約に基づくものはその契約書の写し	ⓘ建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士の増改築等工事証明書

お買物、ご用命は市内で

JSS新津スイミングスクール
新潟県新津市本町3丁目1番5号
TEL（0250）25－2421
ファミリー会員入会金・年会費Off!!
マタニティ・ベビーから成人まで幅広く楽しめる
新会員募集中　Let's Swimming!!

立春大吉
2月中は新年会コースのお値段で御予約承っております。
御来店お待ちいたしております。
新味割烹　春雨
本町1（駅前）☎22-1600(代)